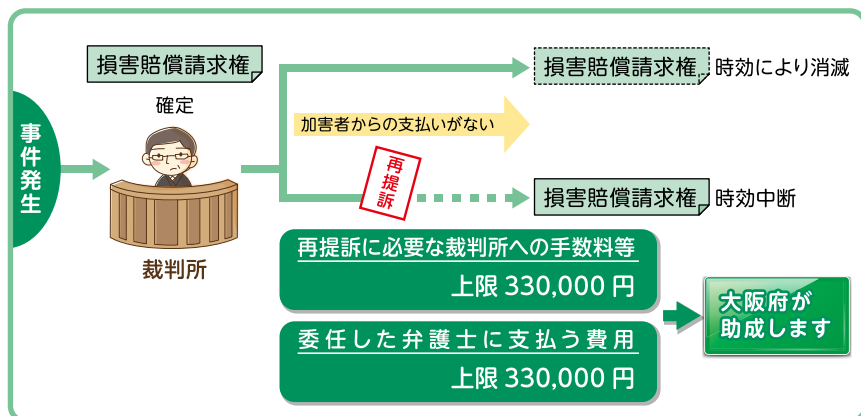


再提訴費用の助成

民法では、民事裁判で確定した損害賠償請求権の時効を10年と定めています。時効成立を免れるため、再び裁判を起こす場合の費用は、被害者側の負担となっています。その負担を少しでも軽減するために、一定の要件に基づき、大阪府が助成します。



居住の安定

民間賃貸住宅の仲介等に関する支援制度

大阪府内に居住中に、殺人等の犯罪により住居に居住することが困難となった犯罪被害者等を対象に、**民間賃貸住宅物件の情報提供**を行うとともに、その物件の契約を結ぶ際の**仲介手数料が無料**となる支援制度です。

府営住宅の一時使用の実施

殺人等の犯罪により自宅に住めなくなった犯罪被害者等へ、短期的な居住の場を提供するため、大阪府警察本部と連携して対象の**府営住宅の一部使用**（目的外使用）を実施しています。対象の住宅には、冷蔵庫や洗濯機、エアコン等の生活用品を備えています。

